

配偶者控除

配偶者控除の控除額について、納税義務者（扶養する人）の合計所得金額におうじてそれぞれ次のとおりとなり、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者については、配偶者控除の適用はできなくなります。

納税義務者の合計所得	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	適用なし(※)	適用なし(※)

※控除額はありますが、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の場合「同一生計配偶者」として扶養親族等の人数には含まれます。また、配偶者が障害を有する場合、配偶者の障害者（特別）控除は適用されます。

配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下（改正前：38万円超76万円未満）とし、その控除額は、配偶者の合計所得金額および納税義務者の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が1,000万円超の納税者義務者については、配偶者特別控除の適用はありません。

		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の 合計所得金額	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
	123万円超	適用なし	適用なし	適用なし

なお、所得税についても同様の変更が平成30年分所得から適用されています。

控除額については、町県民税と異なりますので、くわしくは国税庁ホームページをご確認ください。